



平成31年3月4日
東京税関

知的財産侵害物品取締強化期間における協力依頼について

平素から税関行政に対し、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

税関では、バッグ類や衣類等の偽ブランド品の他、「消費者の健康・安全」に悪影響を及ぼす知的財産侵害物品等について、麻薬やけん銃等と同様に輸入してはならない貨物として取締りを行っています。

特に「消費者の健康・安全」に係る知的財産侵害物品には、健康被害のおそれのある偽医薬品、化粧品等のほか、運動器具、電気製品及び自動車用部品等のように使用中に事故等を引き起こす危険性のある物品も含まれており、消費者の健康・安全への悪影響が指摘されております。

このような状況を踏まえ、東京税関では、

- 海上貨物：平成31年3月11日（月）から3月24日（日）
- 航空貨物：平成31年3月11日（月）から3月17日（日）

を知的財産侵害物品取締強化期間として、知的財産侵害物品に対する取締りを一層強化しますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、知的財産侵害物品の不正輸入に関する不審な情報等がありましたら、どんな些細なものでも結構ですので、最寄の税関又は

- ・ 密輸ダイヤル（24時間受付） 0120-^{シロイ}461-^{クロイ}961
- ・ 東京税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/tokyo/>）
「密輸情報提供のお願い」

までご連絡くださいますよう併せてお願いいたします。

知的財産侵害物品の不正輸入に関する不審な情報は、

密輸ダイヤル 0120-^{シロイ}461-^{クロイ}961

（24時間受付）

東京税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/tokyo/>）

まで情報提供をお願いします。